

西日本高速道路株式会社中国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年 7 月 2 9 日 (月) 中国支社 3 階会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	井上周子 (弁護士)、神野礼斉 (広島大学大学院法務研究科教授)、 竹下祐二 (岡山大学大学院環境生命科学研究科教授)、 竹田宣典 (広島工業大学大学院工学系研究科教授)、 富川久美子 (広島修道大学商学部教授)、 水谷耕平 (弁護士)	
審議対象期間	平成 3 0 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	
抽出件数 / 対象件数	7 件 / 830 件	件 名 等
工 事	一般競争入札	1 件 / 4 件 ・ 中国自動車道 (特定更新等) 寺河内橋他 3 橋床版取替工事
	条件付 一般競争入札	2 件 / 34 件 ・ 山陽自動車道 笠井山トンネル他 7 箇所直流無停電電源設備 更新工事 ・ 平成 3 0 年度 中国自動車道 津山高速道路事務所管内橋梁 はく落対策工事
	随意契約	1 件 / 26 件 ・ 米子自動車道 米子 I C 倉庫新築工事
調査等	1 件 / 22 件	・ 平成 3 0 年度 岡山高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計業 務
維持管理役務及び 物品・役務	1 件 / 29 件	・ 平成 3 0 年度 米子高速道路事務所管内車両位置情報システ ム導入業務
少額契約	1 件 / 715 件	・ 三次管内雪氷用クレーン整備作業

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
入札監視事務局からの報告 ・ 質疑等なし	
指名停止等の報告、一次苦情及び一次説明の報告、発注工事等の報告、抽出事案の報告 ・ 質疑等なし	

<p><250万円を超えるもの> 中国自動車道(特定更新等)寺河内橋他3橋床版 取替工事(一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額は高額で工期も長いですが、この発注単位とした理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床版取替のための詳細設計を含んだ工事発注であり、詳細設計後に床版を工場で作成し、冬期や交通混雑期の現場施工が困難な時期を踏まえた標準的な設定になります。
<p>山陽自動車道 笠井山トンネル他7箇所直流無停 電電源設備更新工事(条件付一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札状況において4者中、2者が契約制限価格に対して開差のある高値の入札をしている。機器の設置工事で、この位の差が出るものか。 ・技術評価項目「品質管理のあり方(1)(2)」はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす設置工事及び試験調整にかかる実績があれば入札に参加可能であり、自社にて機器製作し設置工事する事業者と他社機器を購入し設置工事する事業者もおられ、一般的に契約の主たる部分が機器費用の場合、他社機器を購入し設置工事する場合は、高値入札となる傾向にあります。 ・(1)は、設置する機器の製造工場(自社工場又は購入先工場)においてISO等外部認証の取得有無の評価項目、(2)は、設置する機器についてNEXCOによる一括承諾の有無の評価項目です。 ・一括承諾とは契約毎に審査する機器を予め認定しておく仕組みであり、認定機器を設置すれば評価点を加点する仕組みです。
<p>平成30年度 中国自動車道 津山高速道路事務 所管内橋梁はく落対策工事(条件付一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事では余裕期間制度(フレックス方式)を、どういった点から適用することになったのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事は現場が点在しているが、制度を適用することで、事業者は計画的にパーティー数等を考えながら余裕をもって施工できることになり、競争に参加し易くなります。

<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、これからフレックス方式を適用していく方向なのか。 ・ 1 件目の審議案件（床版取替）は猶予期間制度を導入していないが、どちらも緊急性のある工事だと思うが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期に時間的余裕がない工事には適用できないものもあるが、基本的に適用していく方向です。 ・ フレックス方式においては、受注者が4週8休制度を積極的に導入していただければ、費用を一部当社で負担することにしており、また、業界に対し魅力ある改革をしていただき、将来の担い手を増やして欲しいという目的もあります。 ・ 事前の点検をもとに異常がある場合は、緊急措置をしたうえで本件の工事発注を行っているため、少し時間的余裕があります。床版取替工事は、冬期など施工が困難等の諸条件があり、余裕期間制度は適用していません。
<p>米子自動車道 米子IC倉庫新築工事(随意契約：特命)</p> <p>(不成立後の特命契約による再発注要領に基づく発注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約とする理由は工事契約事務処理要領の規定に基づき行い、この要領は事業者の選定方法を定めるという特則なのです。 ・ 第3回不成立時と比較し今回の特命契約の契約制限価格がどうなっているか確認したい。 	<p>(契約手続の経緯を説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事の需要は多く全国的に受注者が無く不調の発生が一番多い。そのような状況下、協議合意方式や条件付一般競争指名併用方式等により不調対策を講じたものの3度にわたり不調となりました。平成29年に制定された不成立後の特命契約の手続きに移行し、稼働中の当該地域等の受注者のうち同種工事の実績を有する者からヒアリングを行い、施工体制が確保できる当該会社と特命契約に至ったもの。 ・ そのとおりで、公募でも指名でも入札参加者が無いときの一定の選定ルールを定めたものです。 ・ 第3回は入札前価格見積方式を採用しており、その価格を契約制限価格に反映させることとなりますが、不成立だったため、入札前見積を徴取できず契約制限価格の作成にまで至っていません。

<ul style="list-style-type: none"> ・見積状況調書において、契約制限価格に達するまで4度の見積合わせを実施されているが、仮に不落札となった場合、協議合意等の手続きに移行するのか。 ・ヒアリング先について、稼働中の方が人手の確保が困難で受注が難しいということはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の発注は協議合意方式の対象となりませんので、これで終了となります。 ・受注実績などが無い事業者は、話すら聞いてもらえず、稼働中の事業者でなければ話が進まないといった状況があります。 また、今回は災害後でもあり、見通しが立たないと返答される事業者さまもいました。
<p>平成30年度 岡山高速道路事務所管内橋梁耐震補強設計業務(簡易公募型:公募型プロポーザル方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合技術監理型の契約方式について説明願います。 ・2年目以降の随意契約で、価格が折り合わず破談になったら改めて契約を行うのか。 ・発注者側の懸念は、求める成果品を出せないことや技術者を確保できないことか。やはり体力のある会社しかできないのか。 ・今回6橋ですが、後続業務の全容は当初に説明しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者を支援し業務全体を統括する総合技術監理業務(A)と複数の設計業務(B)に対し、当初契約は公募による手続きにより契約相手を特定し、後続業務を同一会社に対して随意契約を行うものです。短期間に膨大な設計業務を行うための新たな契約形態です。 ・そのとおりです。 ・他にも発注してきましたが、数多く業務を行うことから、業務履行が可能な事業者は、限られてくるものと思います。 ・後続業務89橋分の全てを当初の発注手続きの時に示しています。
<p>平成30年度米子高速道路事務所管内車両位置情報システム導入業務(維持管理役務及び物品・役務:特命随契)</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・金額の妥当性の判断はどのように検証したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両に固定した製品は他にもあると思われますが、車外への持ち出しが可能なウエアリアルタイムに事務所とのデータ連携が図られるのは高速道路維持管理業務に精通し開発された当該特許品のみです。金額については、類似のシステム品と比較して確認しました。
<p>《250万円以下の少額契約》 三次管内雪氷用クレーン整備作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容は年2回の点検ですが、毎年、競争相手先や契約相手先は同じなのですか。 ・業者4者の内、2者が辞退しているが、特殊業務なのか。また、辞退した理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少し変わっており、契約相手先も前回とは異なっています。 ・正常に稼働するかを点検及び整備する業務であり特殊業務ではありません。業者が遠方であり、従業員の手配ができなかったことによるものです。 ・工業用クレーンのように毎月1回の点検が必要な案件と異なり、年1回のための業務となると、来てもらえないこともあります。

<p>委員会による総括コメント</p> <p>今回の7件の抽出審議案件については、おおむね良好な入札手続きが実施されていることを報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札監視事務局から報告がありました新たな不調対策について、成果が出ているのではないかと思う。 ・抽出事案の中では、フレックス方式を導入して4週8休を確保し、働き方改革に触れて、それによる一般管理費の計上を認めており、非常に良い制度であると感じる。 ・不成立後の特命契約による再発注、総合技術監理型による設計業務など、人手不足のなかで短期間に膨大な建築工事や耐震工事を行うため、新たな発注形態を構築されることは素晴らしいことであるが、このような魅力的な発注方式を受注者に対して、もう少し丁寧な説明を行えば、より効果がでてくると思います。 ・不成立後の特命契約の施工可能な体制を確保ができる者、耐震補強設計業務でも参加表明者はそれぞれ1者のみであったことから、間口を広げる努力も継続してほしい。 ・気になる点、努力してほしい点としては、随意契約により発注した場合における、理由及び根拠条文を明確に説明願います。また、なぜこの価格になったのか、金額の妥当性を明確にしてほしい。 ・業者も言いづらいと思うが、辞退理由の確認及び検証をお願いしたい。
--

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし。